



特定非営利活動促進法が改正されました！

令和2年12月9日に特定非営利活動促進法（以下「法」）の一部を改正する法律が公布され関連法令も改正されました。今年（令和3年）6月9日から施行されます。

このたび、認定法人関係についてまとめました。

①請求があった場合に法人が閲覧させる「役員名簿」「社員名簿」のうち、個人の住所又は居所の記載を除くことができるようになりました。

- ・今までも認定特定非営利活動法人や特例認定特定非営利活動法人（以下「認定NPO法人等」）は、事業報告書等や役員名簿などについて閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて閲覧させなければなりませんでした。
- ・今回の法改正で、認定NPO法人等は「役員名簿」「年間役員名簿」「社員10人以上の名簿」を閲覧させる場合、個人の住所又は居所（以下「個人の住所等」）を除いて閲覧させることができるようになります。（法人の任意です）
- ・なお、県（所轄庁）に提出するこれらの名簿については、目隠し等ができません。
- ・ただし、県（所轄庁）においては、今回の法改正により、認定NPO法人等から提出を受けたこれらの名簿を閲覧させる場合、個人の住所等を義務的に目隠しした上で閲覧させることになります。
- ・また、神奈川県所轄法人については、認定申請・更新申請時に提出される第3表付表1（役員状況）、第4表付表2（支出した寄附金）や、毎事業年度提出される書類（法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類）のうち「収益の生ずる取引の上位5者」、「費用の生ずる取引の上位5者」、「支出した寄附金に関する事項」、第3表付表1の「役員状況」の中に個人の住所等に関する記載があった場合には、同様にこれを除いて閲覧に供します。（認定NPO法人等の事務所においても、法人の判断により同内容の個人情報を除いて閲覧させることが可能です）

②年度ごとに提出する書類の内容に一部変更があります ～役員報酬規程等提出書～

- ・毎年認定NPO法人等が県（所轄庁）へ提出する書類（役員報酬規程等提出書及び添付書類）について、以下のとおり変更があります。

(1) 認定NPO法人等が作成している「役員報酬規程」、「職員給与規程」を役員報酬規程等提出書に添付して提出することになっていますが、前年度までに提出済のもの^{と比べて規程の内容に変更がない場合、改めて提出する必要がなくなります。}

その代わりに役員報酬規程等提出書に添付の「特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類」に新たに「役員等に対する報酬又は給与の状況」の項目が追加されました。

(2) 県（所轄庁）に提出される役員報酬規程等提出書に添付の「特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類」のうち、「2 資産の譲渡等の内容に関する事項」については記載の必要がなくなります。

ただし、認定NPO法人等にとっての作成義務は引き続き残り、法人事務所で閲覧請求された場合に閲覧させる書類にも、この項目が記載されている必要があり、この遵守は認定基準の一つとなります。（もともと記載する事項が法人にない場合を除きます）

- ・これらの変更にあわせて、県の様式も一部変更する予定です。確定版は7月中に改訂予定の県ホームページでご確認ください。

③実施時期

- ・改正法令は令和3年6月9日から施行されます。
- ・②役員報酬規程等提出書の変更については経過措置があります。
認定NPO法人等は、改正法令施行日（令和3年6月9日）以降に開始する事業年度において作成・提出すべき書類（提出事業年度の前事業年度の役員報酬規程等提出書）から新しいルールで提出する必要があります。

（例） 7月末決算法人 → 令和3年 7月末決算分から新ルールで提出

（例） 12月末決算法人 → 令和3年12月末決算分から新ルールで提出

（例） 3月末決算法人 → 令和4年 3月末決算分から新ルールで提出

【問合せ先】

神奈川県 政策局 政策部

NPO協働推進課（横浜駐在事務所）

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2の24の2

かながわ県民センター8階

電話 045-312-1121（代）内線2865～2868

FAX 045-312-1166